

○泉佐野市子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年6月28日

泉佐野市規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市子ども・子育て会議条例(平成25年泉佐野市条例第27号)第7条の規定に基づき、泉佐野市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係者の出席)

第2条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第3条 子育て会議の会議は、公開する。ただし、子育て会議の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 子育て会議の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第4条 子育て会議の庶務は、こども部子育て支援課において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(泉佐野市次世代育成支援対策地域協議会規則の廃止)

2 泉佐野市次世代育成支援対策地域協議会規則(平成16年泉佐野市規則第4号)は、廃止する。